**○財務省告示第百二十二号**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日

財務大臣　安住　淳

九州財務局の項中「熊本県熊本市春日二―十―一」を「熊本県熊本市西区春日二―十―一」に改める。

**○財務省告示第百二十三号**

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日

財務大臣　安住　淳

九州財務局の項中「熊本県熊本市春日二丁目十番一号」を「熊本県熊本市西区春日二丁目十番一号」に改める。

**○文部科学省告示第七十一号**

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項に規定する登録施設利用促進機関の名称及び代表者の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月二日

文部科学大臣　平野　博文

一　登録番号　第〇〇一号

二　変更事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 登録施設利用促進機関の名称 | 財団法人高輝度光科学研究センター | 公益財団法人高輝度光科学研究センター |
| 登録施設利用促進機関の代表者の氏名 | 会長　川上　哲郎 | 理事長　白川　哲久 |

三　変更年月日　平成二十四年四月一日

**○文部科学省告示第七十二号**

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項の登録施設利用促進機関の名称及び同条第二項の利用促進業務を行う事務所の名称の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月二日

文部科学大臣　平野　博文

一　登録番号　第〇〇二号

二　変更事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 登録施設利用促進機関の名称 | 財団法人高度情報科学技術研究機構 | 一般財団法人高度情報科学技術研究機構 |
| 利用促進業務を行う事務所の名称 | 財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センター | 一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センター |

**○財務省告示第百二十四号**

国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方の名称に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日

財務大臣　安住　淳

「大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社」を「大和証券株式会社」に改める。

**○財務省告示第百二十五号**

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方の名称に変更があったので、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成二十三年十一月財務省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日

財務大臣　安住　淳

「大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社」を「大和証券株式会社」に改める。

**○農林水産省告示第八百六十四号**

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表広域由利家畜市場の項中「広域由利家畜市場」を「あきた総合家畜市場」に、「秋田しんせい農業協同組合」を「あきた総合家畜市場株式会社」に改め、同表大曲家畜市場の項を削る。

**○農林水産省告示第八百六十五号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年四月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　新潟県中尾栃山地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（中段地すべり防止区域標柱五号（昭和五十八年六月二十日農林水産省告示第九百九十五号）から標柱二号（中段地すべり防止区域標柱四号）までを結んだ線、標柱二号から標柱九号を順次結んだ線及び標柱九号から標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県十日町市松之山中尾　標柱一号
字塩ナンゴ　二〇〇三番一一　標柱二号
字山ノ田　二〇二八番二　標柱三号
字栃山　二三四〇番三一　標柱四号
二二九六番四　標柱五号
二三〇七番一一　標柱六号
二四六六番一　標柱七号
二四六八番一　標柱八号
二四四三番一　標柱九号

字ハセトリ
字小池ノ頭
字小中尾
字栃山

二　新潟県上郷上田地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱七号から標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田　標柱一号
甲二三五番三　標柱二号
甲二三四番四　標柱三号
甲一一三番一　標柱四号
甲二四番二　標柱五号
甲一一八番一　標柱六号
甲二三五番一　標柱七号

三　新潟県岡地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱五号から保倉川支流観音沢右岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県上越市大島区岡　標柱一号
字カラツキ　六三四　標柱二号
六二八　標柱三号
字東ホゝキ畑　一二三　標柱四号
字カラツキ　六八二　標柱五号
六七三

四　新潟県道林地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（西宇津俣地すべり防止区域標柱一号（昭和五十一年三月二十五日農林省告示第三百九号）から湯ノ川左岸官民地境界線に沿って標柱二号に至る線、標柱二号から標柱四号（上牧地すべり防止区域標柱四号（昭和五十七年八月九日農林水産省告示第千三百七十二号））を順次結んだ線、標柱四号から上牧地すべり防止区域の境界線に沿って標柱五号（上牧地すべり防止区域標柱三号）に至る線及び標柱五号から標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県上越市牧区
宇津俣字道林　一六〇二番　標柱一号
一五四三番一　標柱二号
標柱三号
上牧字道林　八八二番　標柱四号
宇津俣字仲入　一七三二番三　標柱五号